

09842P-00 年度版

TAC 税理士講座

税理士受験シリーズ

42

消費税法

▽
理論ドクター



令和4年度試験対策

詳細な解説で事例問題や応用理論の対策は万全！

TAC出版
TAC PUBLISHING Group

はじめに

消費税法の出題理論には、大きく分けて次の3つがある。

- ① 単純に理論マスターどおりに解答する個別理論問題
- ② 複数の条文を組み合わせて解答させる応用理論問題
- ③ 事例理論問題

このうち、②の応用理論は近年難易度が上昇の一途をたどり、法律全体の体系、各規定のつながり、規定の趣旨等も理解していなければ対処できなくなっている。解答についても単に条文を解答するだけでなく、解答（取扱い）の要旨を説明することが要求される。

本書を利用することにより、多くの受験生の応用理論対策が、より完璧なものになれば幸いである。そして、一人でも多くの受験生に栄冠が輝くことを願ってやまない。

（本書は令和3年10月現在の法令に準拠している。）

T A C 税理士講座

CONTENTS

目 次

事例理論対策	ページ
(1) 売上げ項目の取扱い	xiii
(2) 仕入れ項目の取扱い	xiv
(3) リバースチャージ等の取扱い	xv

第1章 テーマ別理論問題

テーマ1	課税の対象	ページ
1 課税の対象		
基礎力養成	定義	3
実力養成	内外判定①	4
実力養成	内外判定②	5
質疑応答	ファイナンス・リース取引	6
基礎力養成	定義	7
参 考	外国貨物の使用等	8
2 非課税		
基礎力養成	非課税の判定①	9
基礎力養成	非課税の判定②	10
実力養成	土地等	11
実力養成	保険診療	12
質疑応答	記念金貨	13
3 免 税		
参 考	消費税法以外の免税	15
基礎力養成	個 別	16
基礎力養成	輸出免税等①	17
参 考	非居住者に対する役務の提供	18
実力養成	輸出免税等②	19
実力養成	クロスライセンス	20
実力養成	市場調査	21
実力養成	非課税・免税	22
実力養成	輸出物品販売場における免税	24
参 考	輸出物品販売場制度に関するQ & A	26

1 課税事業者の選択等		
基礎力養成	課税事業者の選択等①	32
実力養成	課税事業者の選択等②	33
実力養成	課税事業者の選択等③	34
実力養成	課税事業者の選択等④	35
2 前年等の課税売上高		
実力養成	前年等①	36
実力養成	前年等②	39
3 合併		
基礎力養成	合併	43
参 考	出題形式	44
基礎力養成	吸収合併	45
実力養成	新設合併	46
4 分割		
基礎力養成	分割等①	47
実力養成	分割等②	48
参 考	分割等の範囲	49
5 新設法人		
基礎力養成	新設法人①	50
実力養成	新設法人②	51
6 特定新規設立法人		
基礎力養成	特定新規設立法人	52
7 高額特定資産を取得した場合		
基礎力養成	高額特定資産①	53
実力養成	高額特定資産②	54
実力養成	高額特定資産③	54
8 その他の納税義務		
実力養成	設立1期	55
実力養成	実質判定等	56

テーマ3	資産の譲渡等の時期	(58)
	1 延払基準	
	基礎力養成 延払基準	59
	2 工事進行基準	
	基礎力養成 工事進行基準①	60
	基礎力養成 工事進行基準②	60
テーマ4	課税期間	(62)
	基礎力養成 課税期間①	63
	実力養成 課税期間②	64
テーマ5	納税地	(65)
	基礎力養成 納税地	65
テーマ6	課税標準及び税率	(66)
	基礎力養成 個別	66
	実力養成 課税資産の譲渡等	67
	質疑応答 現物出資	68
	質疑応答 営業譲渡	69
テーマ7	税額控除	(70)
	1 仕入税額控除	
	(1) 仕入税額控除の原則	
	基礎力養成 個別対応方式・一括比例配分方式	71
	基礎力養成 個別対応方式	72
	実力養成 課税売上割合①	73
	実力養成 課税売上割合②	74
	実力養成 課税仕入れの判定	75
	実力養成 用途区分①	76
	実力養成 用途区分②	77
	参 考 課税資産の譲渡等の判定	78
	実力養成 用途区分③	79
	実力養成 帳簿等	80
	(2) 非課税資産の輸出等	
	基礎力養成 輸出取引等の分類	81
	基礎力養成 非課税資産の輸出等①	82
	実力養成 非課税資産の輸出等②	83

基礎力養成	資産の国外移送	84
参 考	課税売上割合の計算（還付加算金等）	85
(3) 仕入れに係る対価の返還等		
基礎力養成	仕入返還等①	86
基礎力養成	仕入返還等②	87
(4) 調整対象固定資産		
実力養成	著しい変動①	88
参 考	課税売上割合の著しい変動	89
実力養成	著しい変動②	90
実力養成	著しい変動と転用	92
(5) 居住用賃貸建物		
基礎力養成	居住用賃貸建物①	94
基礎力養成	居住用賃貸建物②	95
(6) 棚卸資産		
基礎力養成	棚卸資産の調整	96
参 考	棚卸資産に係る消費税額の調整対象となる取得価額	97
実力養成	合 併	98
実力養成	仕入返還等との関係	100
基礎力養成	高額特定資産等との関係	101
(7) 簡易課税		
基礎力養成	還付を受ける場合	102
基礎力養成	課税仕入れ等がない場合	103
参 考	事業の種類区分が行われていない場合	103
実力養成	簡易課税の判定	104
実力養成	簡易課税に変更する場合	106
実力養成	原則課税に変更する場合	108
実力養成	届出の効力が生ずる課税期間	110
参 考	みなし仕入率	112
2 売上げに係る対価の返還等に係る消費税額の控除		
基礎力養成	売上返還等①	115
基礎力養成	売上返還等②	115
実力養成	売上返還等③	116
質 疑 応 答	キャッシュバック	117

3 貸倒れに係る消費税額の控除等

基礎力養成	貸倒れ①	118
基礎力養成	貸倒れ②	119
実力養成	売上返還等と貸倒れ	120
参 考	売上割戻しを行った日	122

テーマ8 申告・納付・還付等 (124)

1 中間申告

基礎力養成	個別	125
基礎力養成	無申告の場合	125
参 考	合併があった場合の合併法人の中間申告	126

2 確定申告

基礎力養成	個別	127
基礎力養成	提出期限①	127
基礎力養成	提出期限②	128
基礎力養成	提出期限③	129

3 還付を受けるための申告

基礎力養成	還付を受ける場合①	130
基礎力養成	還付を受ける場合②	131

4 引取りに係る申告

基礎力養成	一般申告課税貨物	132
基礎力養成	納期限	133

5 更正の請求

基礎力養成	個別①	134
基礎力養成	個別②	134
基礎力養成	更正の請求・修正申告	135
参 考	消費税法の特例	135

テーマ9 雑 則 (136)

1 国等に対する特例

基礎力養成	特定収入①	138
参 考	別表第三に掲げる法人・人格のない社団等	138
基礎力養成	特定収入②	139
研 究	公共法人等その他の法人に係る関連法令	140
実力養成	特定収入③	141

2 総額表示義務

基礎力養成 価格の表示	145
-------------	-----

テーマ10

国境を越えた役務の提供	(146)
-------------	-------

1 電気通信利用役務の提供

実力養成 電気通信利用役務の提供の判定	148
実力養成 内外判定	150

2 事業者向け電気通信利用役務の提供

実力養成 事業者向け電気通信利用役務の提供	154
基礎力養成 特定課税仕入れの返還等	156
実力養成 特定課税仕入れがなかったものとされる場合	157
実力養成 国外事業者の表示義務	157

3 消費者向け電気通信利用役務の提供

基礎力養成 消費者向け電気通信利用役務の提供	159
------------------------	-----

4 芸能・スポーツ等の役務の提供

実力養成 特定役務の提供の判定	161
-----------------	-----

第2章 国税庁質疑応答事例

I 国内取引の判定

1 国外に支払う技術使用料、技術指導料	164
2 海外工事に対する人材派遣	164
3 外国から資産を賃借する場合の内外判定	165
4 海外からのソフトウェアの借入れ	165
5 広告請負に係る内外判定	166
6 看板広告に係る内外判定	166
7 海外プラント工事に係る助言・監督業務の下請	167

II 課税の対象

1 会社員が行う建物の貸付けの取扱い	168
2 会社員が自宅に設置した太陽光発電設備による余剰電力の売却	168
3 違約入居者から受け取る割増賃貸料	169
4 建物賃貸借に係る保証金から差し引く原状回復工事費用	169
5 マンション管理組合の課税関係	170
6 土地に設定された抵当権の譲渡	170
7 土地の取用に伴い消滅する借地権に係る補償金	171

8	土地信託と消費税	172
9	所有権移転外ファイナンス・リース取引における残価保証等	173

III 非課税

1	道路占用料	174
2	電柱の使用料	174
3	匿名組合の出資者の持分の譲渡	175
4	貸ビル建設期間中に借主が支払う地代相当額	175
5	借地権の譲渡又は転貸に際して地主に支払われる名義書換料	176
6	転貸を前提とした住宅の貸付け	176
7	クレジット手数料	177
8	貸株取扱手数料及び品貸料	177

IV 仕入税額控除（課税仕入れの範囲）

1	野球場のシーズン予約席料	178
2	単身赴任手当等	178
3	社内提案報償金	179

V 仕入税額控除（課税売上割合の計算）

1	借入有価証券の譲渡	180
2	再ファクタリング	182
3	外債の受取利子で輸出取引とみなされるもの	183
4	外国の銀行への預金から生じる利子	184

VI 仕入税額控除（課税仕入れ等の区分）

1	利子等を明示した場合のリース資産の仕入税額控除	186
2	商品券の印刷費に係る仕入税額控除	187
3	建設現場で支出する交際費	187
4	薬品の仕入れについての仕入税額控除	188
5	貸ビルを建設する土地の造成費	188
6	貸ビル建設予定地上の建物の撤去費用等	189
7	自社製品等の被災者に対する提供	190

VII 国境を越えた役務の提供に係る消費税の課税

1	事業者向け電気通信利用役務の提供の範囲	191
2	国外事業者に支払うインターネット宿泊予約サイトへの掲載手数料	192
3	免税事業者からの特定課税仕入れ	193
4	特定課税仕入れがある場合の課税売上割合の計算	194

第3章 軽減税率制度に関するQ & A

I 「飲食料品の譲渡」の範囲等

1	「飲食料品」の範囲	196
2	「食品」の原材料となる酒類の販売	196
3	みりん、料理酒、調味料の販売	197
4	酒類の原料となる食品の販売	197
5	「添加物」の販売	197
6	化粧品メーカーへの「添加物」の販売	198
7	健康食品、美容食品等の販売	198
8	飲食料品のお土産付きのバック旅行	198
9	日当等の取扱い	199
10	レストランへの食材の販売	199
11	食品の加工	200
12	保冷剤を付けた洋菓子の販売	200
13	果物狩り、潮干狩り、釣り堀	200
14	自動販売機	201
15	飲食料品を販売する際に使用される容器	201
16	委託販売手数料の取扱い	202
17	食玩	203
18	食品と食品以外の資産が選択可能である場合の一体資産該当性	204
19	食品と非売品のおもちゃの一括譲渡	204
20	販促品付きペットボトル飲料	205
21	1万円以下の判定単位	206
22	一体資産に含まれる食品に係る部分の割合として合理的な方法により計算した割合	206
23	合理的な割合が不明な小売事業者等	207

II 外食の範囲

1	社員食堂での飲食料品の提供	208
2	旅館、ホテル等宿泊施設における飲食料品の提供	208
3	ホテル等の客室に備え付けられた冷蔵庫内の飲料等	209
4	出前の適用税率	209
5	配達先での飲食料品の取り分け	209

III 「新聞の譲渡」の範囲等

1	いわゆるスポーツ新聞や業界紙の販売	210
2	「定期購読契約」に基づく新聞の範囲	210
3	電子版の新聞	210

第1章

テーマ別理論問題

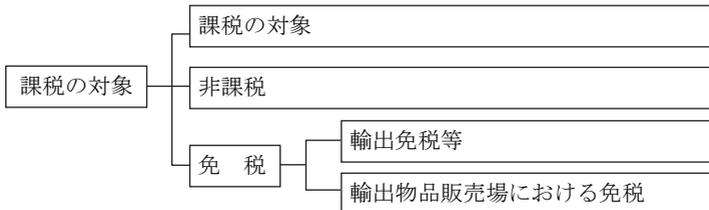
テーマ別理論問題では、理論グループごとに各個別理論の位置付けを確認し、理論の基礎力を養成する問題は「基礎力養成」として掲載しています。

また、近年の本試験レベルの実践的な問題は「実力養成」として掲載しています。

その他、一般的に出題の可能性の低い特殊な理論項目その他については「質疑応答」、「参考」、「研究」として記載しています。

テーマ1 課税の対象

◆ 理論体系

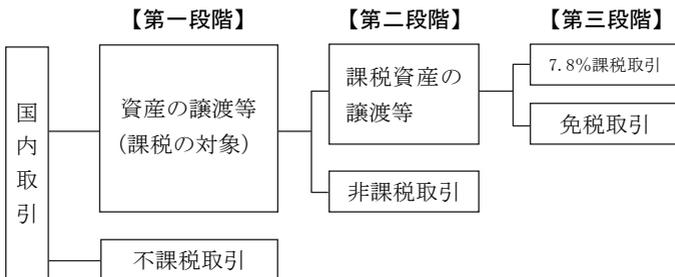


(注) 免税

上記の消費税法に規定される免税のほかに、租税特別措置法等においても一定の免税措置が設けられている。

◆ 課税関係

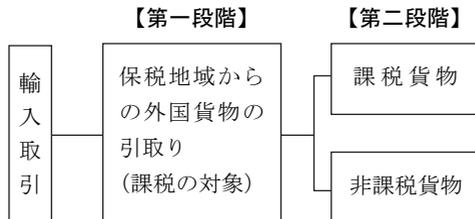
(1) 国内取引



(注) 特定仕入れ

資産の譲渡等のほか、特定仕入れも課税の対象とされる。

(2) 輸入取引



課税の対象（国内取引）

基礎力養成

定義

--	--	--

消費税法第2条に規定される次の定義について述べなさい。

- (1) 国内
- (2) 事業者
- (3) 資産の譲渡等（資産の譲渡とみなす行為を含むものとする。）

解答

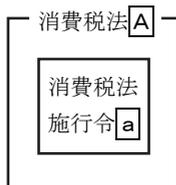
- (1) 国内
消費税法の施行地をいう。
- (2) 事業者
個人事業者（事業を行う個人をいう。）及び法人をいう。
- (3) 資産の譲渡等
 - ① 定義
 - ② 範囲
 - ③ みなし譲渡
 - イ 個人事業者
 - ロ 法人

解説

本問において、仮に「消費税法施行令に規定される部分については触れる必要はない。」旨の指示が与えられた場合、上記(3)②の部分について解答する必要はない。

(注) 法律と施行令の関係

消費税法における法律と施行令の関係は次のようになる。



テーマ1 課税の対象

実力養成

内外判定①

--	--	--

甲社（本店は国内に所在する。）が行う次の各取引が、消費税法第4条に規定される国内取引に該当するかどうかを理由とともに述べなさい。

- (1) イギリスに所在する土地を内国法人乙社に譲渡する行為
- (2) 特許権を外国法人に貸し付ける行為
なお、この特許権は日本とアメリカの両国で登録されている。
- (3) 外国法人に金銭を貸付け、利息を收受する行為
この貸付けに係る契約は甲社の国内財務部で行っている。
- (4) 海外の支店に預金口座を設け、利息を收受する行為
この口座の開設及び入出金管理はその海外支店で行っている。
- (5) 外国法人に貸付金（内国法人丙社に対して有するもの）を譲渡する行為
この譲渡に係る契約は甲社の国内財務部で行っている。
- (6) ゴルフ会員権を外国法人に譲渡する行為
なお、この会員権はアメリカに所在するゴルフ場に係るものである。

解答

〔(1)について〕

譲渡が行われる時における資産（土地）の所在場所が国外（イギリス）であるため、国内取引に該当しない。

〔(2)について〕

特許権は2以上の国で登録されており、権利の貸付けを行う者（甲社）の住所地が国内であるため、国内取引に該当する。

〔(3)について〕

金銭の貸付け等を行う者（甲社）の事務所等の所在地が国内であるため、国内取引に該当する。

〔(4)について〕

金銭の貸付け等を行う者（甲社）の事務所等の所在地（海外支店）が国外であるため、国内取引に該当しない。

〔(5)について〕

金銭債権の譲渡に該当し、その金銭債権に係る債権者（甲社）の事務所等の所在地が国内であるため、国内取引に該当する。

〔(6)について〕

ゴルフ場等の所在地が国外（アメリカ）であるため、国内取引に該当しない。

実力養成

内外判定②

--	--	--

内国法人甲社（国外に支店等は有していない。）が行う次の各取引が、消費税法第4条に規定される国内取引に該当するかどうかを理由とともに述べなさい。

- (1) 内国法人A株式（株券の所在場所は日本であり、振替機関で取り扱うものではない。）を譲渡する行為
 - (2) 内国法人B株式（券面はなく日本の振替機関で取り扱うもの。）を譲渡する行為
 - (3) 外国法人C株式（券面はなく海外の振替機関で取り扱うもの。）を譲渡する行為
 - (4) 内国法人D株式（券面はなく日本と海外の振替機関で重複して取り扱うもの。）を譲渡する行為
- なお、決済に係る振替業務は国内振替機関で行われるものである。

解答

(1)について

譲渡が行われる時における有価証券の所在場所が国内であるため、国内取引に該当する。

(2)について

振替機関等の所在地が国内であるため、国内取引に該当する。

(3)について

振替機関等の所在地が国外であるため、国内取引に該当しない。

(4)について

振替業務が国内振替機関で行われるものであるため、国内取引に該当する。

解説

振替機関が取り扱う一定の有価証券等を譲渡した場合には、原則として、振替機関等の所在地が国内にあるかどうかにより国内取引の判定を行う。

ただし、重複上場有価証券等については、次により判定する。

- ① 決済の際の振替業務が国内振替機関等で行われる場合
国内振替機関の所在地で判定する。
- ② ①以外の場合
外国の機関の所在地で判定する。

テーマ1 課税の対象

質疑応答

ファイナンス・リース取引

--	--	--

次の国内取引の判定について、正誤を述べた上で、「誤」と判定した場合にはその理由も述べなさい。

- (1) 外国法人A社（賃貸人）と所有権移転外ファイナンス・リース契約を結んだ内国法人甲社（賃借人）が、保税地域内でそのリース取引の目的となる未通関の資産（(2)においてリース資産という。）の引渡しを受けた場合、資産の譲渡が行われる時における資産の所在場所が国内のため国内取引に該当する。
- (2) 内国法人甲社（賃貸人）と所有権移転外ファイナンス・リース契約を結んだ外国法人B社（賃借人）が、外国に所在するリース資産の引渡しを外国の本社で受けた後、改めて両者の合意に基づき、B社の国内の支社で使用することとした場合、その資産を国内で使用するため国内取引に該当する。

解答

[(1)の場合]

- ・正誤について
正

[(2)の場合]

- ・正誤について
誤
- ・その理由

外国の本社においてリース資産を引き渡す行為は、リース資産の譲渡が行われる時における資産の所在場所が国外のため、国内取引に該当しない。

解説

所有権移転外ファイナンス・リース取引は、資産の売買取引として取扱われることから、リース資産の譲渡が行われる時における資産の所在場所が国内にあるかどうかにより国内取引の判定を行う。

(1)は、A社にとって外国貨物の譲渡として輸出免税の対象となる。

また、本問は、単純に国内取引の判定について問うたものであるが、それぞれの引渡しを受けた後に、外国貨物であるリース資産を通関する際には、保税地域から引き取る課税貨物として引取りに係る消費税が課され、引取る者（(1)の場合は甲社、(2)の場合はB社）において仕入税額控除の対象とされる。

課税の対象（輸入取引）

基礎力養成

定義

--	--	--

消費税法第4条第2項に規定される輸入取引の課税の対象について述べなさい。
また、消費税法第2条に規定される次の定義について述べなさい。

- ① 保税地域
- ② 外国貨物
- ③ 課税貨物

解答

[輸入取引の課税の対象]

- (1) 課税の対象
- (2) みなし引取り

[消費税法第2条に規定される定義]

- ① 保税地域
関税法に規定する保税地域をいう。
- ② 外国貨物
輸出の許可を受けた貨物及び外国から本邦に到着した貨物で輸入が許可される前のものをいう。
- ③ 課税貨物
イ 定義
保税地域から引き取られる外国貨物のうち、輸入取引の非課税の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものをいう。
ロ 輸入取引の非課税 (M1-3の2)

テーマ1 課税の対象

参考 外国貨物の使用等

保税地域において外国貨物（木材）が消費、使用される場合の取扱いは次のようになる。

(1) その木材を課税貨物（製品）の原材料として消費、使用した場合

みなし引取りの規定は適用されないため、保税地域で木材を消費又は使用した段階ではなく、現実に製品（課税貨物）として保税地域から引き取られる時に課税される。

(2) その木材を非課税貨物（製品）の原材料として消費、使用した場合

みなし引取りの規定により、保税地域において木材が消費又は使用される時に課税され、現実に製品（非課税貨物）として保税地域から引き取られる時には非課税とされる。

税理士受験シリーズ
2022年度版 42 消費税法 理論ドクター

発行日 2021年12月15日

初版発行

編著者 TAC株式会社 (税理士講座)

発行者 多田敏男

発行所 TAC株式会社 出版事業部 (TAC出版)

〒101-8383 東京都千代田区神田三崎町3-2-18

電話 (営業) 03-5276-9492

FAX 03-5276-9674

<https://bookstore.tac-school.co.jp/>

© TAC 2021

管理コード 09842P-00

〈ご注意〉

本書は、「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されている著作物です。本書の全部または一部につき、無断で複製(コピー)、転載、改ざん、公衆送信(ホームページなどに掲載すること(送信可能化)を含む)されると、著作権等の権利侵害となります。上記のような使い方をされる場合、および本書を使用して講義・セミナー等を実施する場合には、小社宛許諾を求めてください。